取扱区分：公開

令和７年第１１回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】　発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日　時〕令和７年１１月２５日（火）

〔場　所〕市役所西棟３・４会議室

令和７年第１１回　蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原　和夫は、令和７年第１１回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟３・４会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

１　開催日時　　令和７年１１月２５日（火）　午後２時００分

２　閉会日時　　令和７年１１月２５日（火）　午後４時１５分

３　出席委員（１３人）　　※番号は議席番号

１番　渋谷　悟　　２番　爪川　博夫　　３番　野口　勇　　４番　萩原　和夫
５番　常見　淳　　６番　竹内　幸男　　７番　杉﨑　國昭　　８番　山本　寿一
９番　佐野　景子　１０番　吉岡　政広　１２番　齋藤　和久　１３番　髙橋　建一
１４番　本橋　トシエ

４　欠席農業委員（１人）

１１番　山口　実

５　出席推進委員（５人）　※（ ）内は担当地区　※欠員（１人）

（平野）塚本　精一　（平野）廿浦　比呂見　（黒浜）小澤　はつ江　（黒浜）新井　仁
（蓮田）原田　順一

６　欠席推進委員（０人）

７　議事日程

第１　議事録署名委員の指名について
第２　議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請の許可について
議案第２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請の許可について
議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請の許可について
報　告　１ 農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について
報　告　２ 農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について
報　告　３ 農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について
報　告　４ 不動産登記法第１０５条第２項の規定による仮登記情報について

８　出席した職員　農業委員会事務局（４人）

事務局長　　齋藤　欣志
事務局　　榎本　聖
事務局　　山崎　智也
事務局　　田嶋　諒大

９　傍聴人（０人）
　　なし

１０　会議の概要
（事務局）
　それではただ今より、令和７年第１１回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。
　開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。
　よろしくお願いいたします。

（会　長）―　会長挨拶　―

（事務局）
　ありがとうございました。以後の進行は、会議規則に基づき萩原会長にお願いいたします。

（議　長）
　初めに、令和７年１０月２４日に開催いたしました令和７年第１０回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。
　事前に委員からのご指摘等ございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

―　議事録の確認　―

（議　長）
　修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。
　それでは、私の署名に続き、「１４番　本橋　トシエ　委員」、「１番　渋谷　悟　委員」お願いいたします。
　続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。
　「１１番　山口　実　委員」から欠席との連絡がございました。
　従いまして、出席委員は１４名中１３名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。
　次に、推進委員の出席状況でございますが、欠席者は無く、５名全員の出席を予定しております。
　次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。
　「２番　爪川　博夫　委員」、「３番　野口　勇　委員」にお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第１号から議案第３号でございます。また、報告案件は、報告１から報告４でございます。

初めに、議案書１ページ、議案第１号、「農地法第３条第１項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第１号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局）―　議案第１号、議案書朗読　―

（議　長）

次に議案第１号、番号１につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

（委　員）

―　所在地についての説明　―

先日、渡人にお話しを伺いました。ご本人曰く、高齢になり、トラクターに乗っていたところ落ちてしまい、かなり身体がきつくなってきたとのことです。家族から農地を処分した方がよいのではないかと言われ、耕作してくれる人を探していたところ、受人に買い取ってもらえる話に至ったとのことです。

場所の状態ですが、きれいに管理してあり、農地として使える状態になっています。

（議　長）

ありがとうございます。事務局より補足説明がありますか。

（事務局）

説明の前に、資料の訂正をさせていただきます。

補足説明資料の１、３ページの全部効率利用要件の調査日が、１０月２８日（金）という記載になっておりますが、正しくは、１０月２８日（火）となります。失礼いたしました。

補足説明資料の１ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、１０月２８日に現地確認を実施しております。

また、●●●さんは、●●●●さんの裏の農地を一部借りて耕作をしているというお話がありましたので、一緒に現地確認を行い、耕作を確認しております。

次に、農作業常時従事要件について、ご本人が２００日以上実施していることを確認しております。

地域との調和要件については、地目が田と畑ですが、現況は畑として利用されているため、現況　畑、取得後の計画も畑ということになります。所得後は、ジャガイモやナス、ネギを栽培予定ということです。

備考について、自作地と借受地は、相対で借りている土地以外はなく、申請地１，３５８㎡のみとなります。

（議　長）
ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委　員）
営農面積が０で、自作地、借受地も０なのですが、重機置き場の裏に借りているということは、そこが借受地になるのですか。

（事務局）
我々の方でもその土地をどうするか協議したのですが、相対で借りており、利用権や中間管理機構を通じての賃貸借ではないということなので、今回の資料としては、借受地はなしとなります。

（委　員）
借受地０、自作地０ということは、農作業常時従事要件にそぐわなくなってきませんか。

（事務局）
既存の方に関しては１５０日以上農作業に従事していることを要件としているのですが、新規の方に関しては、農作業従事日数を計画として出していただくことになっており、今回は２００日以上従事するという計画でした。

（委　員）
新規でも１５０日以上でよいのですか。

（事務局）
新規の場合、計画として１５０日以上従事していることとなります。

（委　員）
１５０日以上やるということを確認できればよいということですね。

（事務局）
はい。

（議　長）
他に何かございますか。

質問・意見なし。

（議　長）
質問が無いようですので、採決いたします。
議案第１号、番号１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第１号、番号１につきましては、承認することといたします。
次に議案第１号、番号２と番号３につきましては、関連がございますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

（委　員）
―　所在地についての説明　―

渡人は遠方にお住まいのため連絡が取れておりません。受人にお話しを伺いましたが、受人の息子さんが、住宅建設用地として申請地の北側●●●●－●の宅地を購入する際に、申請地である隣地の農地の管理ができないので、どうにかならないかとのお話があったとのことです。受人も野菜等を作る農地がないか探しておりましたので、建設用地を購入するにあたって双方の考えが合致し、申請に至ったとのことでした。
受人は農家の生まれで、子どもの頃から農業の手伝いをしております。野菜作りや農業用機械の操作の経験もあるようです。畑では、自家消費用のキュウリやナス、ダイコンなど多種に渡り栽培したいとのことです。因みに、受人の自宅からこの畑までは、車で５，６分の所に位置しております。
機械を購入してやりたい気持ちがあるようですが、当面は実家のお兄さんから借用して頑張りたいとのことでした。
申請地は笹の根が少し出ておりましたが、きれいに耕されております。
許可要件を満たしていると思われますが、事務局に補足説明をお願いし、ご審議の程よろしくお願いいたします。

（議　長）
ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）
補足説明資料の３ージをご覧ください。
全部効率利用要件については、申請地の現地確認を１０月２８日に実施しております。
また、今回は新規就農になりますので、申請地以外の農地はございません。
農作業常時従事要件については、受人ご本人と奥様がそれぞれ１２０日以上実施することを確認しております。

地域との調和要件については、現況　畑、取得後の計画も畑ということなので、特に問題はないと思われます。
取得後の耕作するものについては、委員さんからのご説明のとおりとなります。
備考については、受人は新規就農のため、申請地の３９４㎡のみとなります。

（議　長）
ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（議　長）
質問が無いようですので、採決いたします。
議案第１号、番号２、番号３につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第１号、番号２と番号３につきましては、承認することといたします。
次に議案書２ページ、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の許可について」でございます。
議案第２号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局）―　議案第２号、議案書朗読　―

（議　長）
初めに議案第２号､番号１につきまして､担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委　員）
―　所在地についての説明　―

●●●●－●という所は私の地図では探し出せず、ご本人に聞いてもどの辺だか分からないとのお返事でした。申請人のご自宅が●●●●で、おそらくその隣ではないかということでした。

（議　長）
ありがとうございました。事務局より、補足説明をお願いします。

（事務局）
補足説明資料の４・５条関係の２ページ下、公図をご覧ください。

今回の申請地●●●●－●は、元の●●●●－●を分筆して、●●●●－●と●●●●－●の２筆に分かれた土地です。分筆したのが先月だったため、分からなかったのだと思われます。

こちら農業振興地域内の農地ですが、告示以前から農用地区域外であることを確認しております。

申請地の概要ですが、申請地は●●●●地内、●●●●から北西へ約●●●ｍの場所に位置します。

農地性は、第２種農地と判断しております。

目的は、住宅敷地の追認となります。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水は既存引込管あり、雨水は既存敷地内浸透処理、汚水・雑排水は農業用集落排水の既存取出し管ありとなります。

現地は１１月５日に確認しております。

補足説明資料２ページ下の公図で、青い部分が農地以外の宅地●●●●㎡との一体利用です。

以上となります。

（議　長）

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（議　長）

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第２号、番号１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第２号、番号１につきましては、承認することといたします。

次に議案書３ページ、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第３号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局）―　議案第３号、議案書朗読　―

（議　長）

初めに議案第３号、番号１につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委　員）
―　所在地についての説明　―

２３日に確認に行きましたが、畑としての管理は良く、ほとんど草が生えておりません。
渡人の●●●●さんとは連絡が取れませんでしたが、お父様の農地を３人の娘さんで相続したというお話を聞いております。次女の方からお電話をいただき、この土地を知り合いの方から譲っていただけないかというお話をいただいたので、申請に至ったとのことでした。
１年間に５，６回畝っているということで、草もほとんど生えておらず、畑として管理されていました。

（議　長）
ありがとうございました。事務局より、補足説明をお願いします。

（事務局）
補足説明資料の４・５条関係の３、４ページをご覧ください。
こちら農業振興地域外の農地です。
申請地の概要は、委員さんのご説明のとおりです。
農地性は、第２種農地と判断しております。
目的は、資材置場となります。
申請理由は、受人は蓮田の事業者ではあるのですが、現在、資材置場として使っているのは白岡市の借地ということで、自社として所有し、資材管理等を蓮田市内で行いたいということで、申請に至ったとのことです。
資金計画については、事務局の方で確認済みです。
給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。
現地は１１月５日に確認しております。
以上となります。

（議　長）
ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（委　員）
質問が無いようですので、採決いたします。
議案第３号、番号１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第３号、番号１につきましては、承認することといたします。

次に議案第３号、番号２につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委　員）
―　所在地についての説明　―

周辺は畑なのですが、耕作されていない畑が多く、申請地の南側に●●●●と●●●●があるのですが、そこにブドウ農園をやっている方の農地があり、耕作しているのはそのブドウ園のみのようです。

受人は、色々な事業をされているようですが、農地の空いた所を利用して太陽光発電施設を設置して有効活用しようとされている会社のようです。担当者に確認をしようと思っていたのですが、出張と重なり詳細を確認できていない状態です。明日、担当者と連絡が取れる予定です。

南側のブドウ園をやられている方にお話しを伺いに行きました。事前に紙が一枚だけ送られてきて、今度測量をするのでお集りいただきたいと記載されていたそうです。ブドウ園の方は測量に立ち会ったそうですが、本来なら持ち主と測量会社、隣接の方々が集まって測量するものかと思っておられましたが、測量時にはブドウ園の方のみの立ち会いで測量されたそうです。測量時に境を確認しなければならないと思いますが、昔ながらの確認について拒否されているような印象を受けたそうで、ブドウ園の方は、良いイメージを持っていないということでした。測量の内容についても信頼はしていないということで、後日、市役所に相談に行くことも考えているということでした。

（議　長）
ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）
補足説明資料の４・５条関係の５、６ページをご覧ください。
こちら農業振興地域外の農地です。
申請地の概要ですが、委員さんのご説明のとおりです。
農地性は、第２種農地と判断しております。
目的は、太陽光発電設備となります。
資金計画については、事務局の方で確認済みです。
給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。
現地は１１月５日に確認しております。
関係各課との調整については、市みどり環境課に、蓮田市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づく届出が申請中で、受理見込みありと確認しております。
以上となります。

（議　長）
ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委　員）
受人は、他にも蓮田市内でこのような事業をされているのですか。

（事務局）
蓮田市内では事業を行っておりません。

（委　員）
他の地域で問題が起きているような情報は調べられていますか。

（事務局）
事務局の方で確認していないため、状況は分からないのですが、ホームページを確認すると、●●●で事業を行っています。本社が●●●なので、●●●、特に●●●の方で事業をやられており、●●に関してはこれから進めていくと載っています。

（委　員）
太陽光発電設備に関する会社には問題になる会社もあるため、判断が難しいです。蓮田市ではどなたが責任を持って見るのでしょうか。みどり環境課が調べているのでしょうか。

（事務局）
蓮田市では、太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを策定しており、担当部局であるみどり環境課に届出の提出が必要になりますので、確認をしていくと思われます。

（委　員）
農業委員会で審議する際には、農家が困らないかが一番大事なところだと思いますが、我々は、ブドウ園の方への対応は気にしなくてもよいのですか。

（委　員）
申請地の真南がブドウ園で、おそらく太陽光発電施設が南側に向くはずなので、反射も影響するであろうと思われます。ブドウへの影響も何かしらあるのではないかと思いますが、調べてみると太陽光の影響は書かれておらず、申請の手続きが済むとそのまま造られてしまいます。農地を生かして農作物を作っている方へ影響が出てしまうのが心配です。
業者さんが周辺の方に対して説明をしていれば、疑いの目もないのですが、測量の話を聞くと疑ってしまい、進めてよいのかという気にもなります。

（委　員）
　この会社の事業として、太陽光発電設備というのは優先順位が低いようですが、他にも不動産業もやっているようで、例えば、計画を出して、いずれ採算が合わずに太陽光発電設備設置をやめた場合､他に利用しても構わないのですか｡太陽光発電設備が周囲に影響があり、用途変更する場合は、手続きが通るのでしょうか。

（事務局）
　今回は、所有権移転で許可申請が出されております。農地転用の許可が通って地目変更された場合、農地法からは外れてしまいますので、今後、事業内容が変わった場合、農業委員会には届けが出されず、他法令、例えば建築要件が整えば、他のものができてしまうということになります。
　ブドウ園の営農に支障がないかは、周囲への騒音や光などを確認いたしました。光は入射角から考えてブドウ園には反射せず、真上方向へ流れるというのと、騒音も非常に静かなレベルと資料が代理人から提出されており、事務局としましても支障はないと判断させていただきました。

（委　員）
　今まで、太陽光発電設備を設置することによる周囲への影響は色々と出されていました。
　この会社のホームページを見ると、太陽光発電のための土地を買い取る場合、３００坪未満の土地は買い取りませんと謳っています。今回の申請地は、３００坪未満ですので、会社がＰＲする土地取得要件の面積と合致しません。特別な理由があって３００坪未満の土地でも取得するのか、その辺の会社側の考え方を聞き取る必要があると思います。

（議　長）
　他に何かございますか。

（委　員）
　太陽光パネルの話しを聞いたところ、パネル自体が高温になるらしいです。反射が上に行ったとしても、最近の夏の暑さの熱が隣り合わせになっていて全く影響がないということはおそらくないと思われます。ブドウ園の方にかなり影響があると思われます。

（議　長）
　他に何かございますか。

（委　員）
　申請地上の●●●●番地などは、測量に関係ないのですか。

（委　員）
　そこは確認しておりません。一体での測量をしているのかが分かりません。

（委　員）
その他の地主の方は、分からないということですね。

（委　員）
もしくは、そこも渡人の土地かもしれないのですが、確認しておりません。

（委　員）
ブドウ園との境界は確定したのですか。

（委　員）
測量が終わった後､書類に印まで押してあるのかは確認しておりません｡ブドウ園の方は、測量をしたけど信頼はしていないという言い方をされていました。

（委　員）
農業委員会で許可を出しても、先に進まないですよね。

（委　員）
みどり環境課の届出には、見込みがあるのですか。

（議　長）
多くの方々からご意見をいただきました。
常設審議委員会に月１回出ておりますが、太陽光発電設備についての問題は大変多いと聞いております。蓮田市近隣も、太陽光発電設備が多くなってきています。近隣の人たちの同意が必要だというお話があった時期もありました。
農業委員会として、条件がそろえば許可するのかということについて、ご意見をいただければと思います。

（事務局）
農地法上の判断になってしまいます。周辺農地へ影響がないことの根拠が、現在、提出されている資料からは不明確であるため、受人にはその辺を明確にしていただきます。
今回は許可、不許可が出せないため、次の総会時に再度皆さまでお話しいただくような形をとらせていただければありがたいです。

（委　員）
今回は５条許可申請で出ていますが、自分の農地に太陽光発電設備を設置する場合、農地のままで設置できます。その場合は、みどり環境課の届出が通れば、設置できるのですか。

（事務局）
農業委員会の許可が必要になります。営農型太陽光発電設備についても審査が必要となります。

（委　員）
農地に影響がないことが立証されればよいということですが、似たような案件として、釧路湿原でのメガソーラー建設が環境に影響があるということで、調査を求められた業者が提出したものが却下されています。
今回はどういう形で求めますか。

（事務局）
農地転用の時に必要な添付資料として、例えば、置台の図面やパネルのカタログの資料、売電契約の資料等がそろった上で、審議することとなります。

（事務局）
今の基準上では、委員さんがおっしゃったような書類は添付書類にないということになります。
もし、そのような書類を求めるならば、根拠が必要になりますが、現時点では求める根拠がないということになります。

（委　員）
太陽光発電設備の影響範囲はどのくらいですか。ブドウに影響のない範囲までセットバックして、パネルを設置することはできないか等の図面を求めるべきだと思います。
太陽光発電設備をどのような位置で建てるのか、そうした場合にブドウ畑にどのような影響が出るのか、ブドウ畑に影響のない範囲までセットバックしなさいという注文をつけることもできるのではないかと思います。

（議　長）
ただ今の件につきまして、周辺の農地への影響が不明確であるため、影響のないことを明らかにする根拠を提示すること、隣地所有者の同意書を提出すること、この２点について求めるため、今回は保留という形にさせていただきます。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第３号、番号２につきましては、保留にいたします。
次に議案書４ページ、議案第３号、番号３につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委　員）
―　所在地についての説明　―

現場確認をしたところ、ここは●●さんの昔の梨畑だそうです。現況としては、きれいに管理してあります。
受人とは連絡がつきませんでした。事前着工もなく、問題ないと思われます。

（議　長）
ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）
補足説明資料の４・５条関係の７，８ページをご覧ください。
申請地の概要は、委員さんのご説明のとおりです。
農地性は、農業振興地域外の農地になります。
目的は、駐車場、現場仮設事務所の一時転用で、期間は５か月間を予定しています。
資金計画については、事務局の方で確認済みです。
給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。
現地は１１月５日に確認しております。
近隣で倉庫を建てるにあたって、現場事務所等が必要だということです。
今年５月の総会で、農地転用の議案としてあげさせていただいた●●●●さんが倉庫を建てるにあたり、転用された敷地面積をめいっぱい使うと車や事務所を一切置けないので、申請地を一時転用し、建設作業を実施したいということです。
以上となります。

（議　長）
ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（議　長）
質問が無いようですので、採決いたします。また、本件は、●●委員に関係する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。
議案第３号、番号３につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第３号、番号３につきましては、承認することといたします。●●委員は、入室をお願いいたします。
次に議案第３号、番号４につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委　員）
―　所在地についての説明　―

土地の所在地は●●●ですが、渡人の住所が●●になっていますので、説明させていただきます。
本議案は、令和６年５月の農業委員会総会で審議された農振除外の案件です。
内容は、農振除外の時も審議されておりますが、受人の従業員の駐車場が近隣で確保できないため、隣の土地所有者の渡人と話したところ話がまとまり、駐車場にするものです。
受人の従業員は９名、駐車の台数は１０台だそうです。仕事の内容については、●●●●●●●などを作製しているということです。
現場は、良好に保全管理しており、除外申請の時に指摘のあったコンクリートのガラ等の撤去も済んでおり、問題はありません。また、残地についても旗竿ではございますが、保全管理が十分にできる農地となっております。
申請者の方から、ここで許可になった場合、いつ頃から使用できるか聞いてもらいたいということで、事務局の方で回答をお願いいたします。

（議　長）
ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）
こちらは、農業振興地域内の農地です。
除外は令和６年１２月２５日付け、春農振第●●●●号にて同意を得ており、令和７年１月６日付けで告示が済んでいます。
申請地の概要ですが、委員さんのご説明のとおりです。
農地性は、第１種農地と判断しております。
目的は、駐車場の敷地拡張となります。
資金計画については、事務局の方で確認済みです。
給排水計画については、上水は市営水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。
現地は１１月５日に確認しております。
補足説明資料１０ページ下の公図で、青い部分が農地以外の宅地●●●●㎡との一体利用です。また、農地区分が第１種農地のため、農地転用の不許可の例外規定で、特別の立地条件を必要とする事業として既存の施設の拡張となり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の二分の一を超えないものに限ります。
事業実施は、本日の総会で承認を得られれば、今月末には許可書を発行できますので、そちらをお渡しした時点で事業は着工可能となります。
以上となります。

（委　員）
最初は使用貸借だったようですが、後から売買になるかもしれません。

（事務局）
賃借ということで提出されているため、そのように進めていただければと思います。

（議　長）
ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委　員）
第１種農地ということで原則不許可ですが、例外があるということで、既存の施設を拡張する場合が例外規定ということでよろしいですか。

（事務局）
おっしゃる通りです。

（議　長）
他に何かございますか。

質問・意見なし。

（議　長）
質問が無いようですので、採決いたします。
議案第３号、番号４につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第３号、番号４につきましては、承認することといたします。
ここで、暫時休憩します。

―　休　憩　―

（議　長）
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
それでは、議案書５ページ以降の　報告１から報告４につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

（事務局）―　報告１から報告４、議案書朗読　―
【訂正】議案書表紙　報告４号の件数　　（誤）２件　→　（正）４件
　　報告４号の２番「登記の種類」　（誤）件付　→　（正）条件付

（議　長）
　ただ今、朗読いたしました、報告１から報告４につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

　質問・意見なし。

（議　長）
　特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。
　以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。
　この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

　「なし」の発言。

（議　長）
　委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。
　それでは、事務局の方から「その他」として何かありましたら、お願いします。

―　事務局からの連絡・報告事項　―

（事務局）
　それでは、閉会の言葉を吉岡副会長よりいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（副会長）―　副会長挨拶　―